

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人加藤育英基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、食品分野の研究を通して食品の安全に資する技術革新や食品の安定供給に取り組む研修者による学術研究活動に必要な助成を行うとともに、食品分野の研究に従事する人材の育成を図るため、学生に対する修学援助を行い、食品業界全体の発展、延いては日本経済・社会全体の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究活動に対する助成
- (2) 奨学資金の給付
- (3) ホームページ等のウェブコンテンツの企画、制作、デザイン、運営、保守、管理
- (4) 書籍、印刷物の企画制作及び出版、販売
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。
- 3 理事は、基本財産を、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない（次の各号に掲げる事由に該当する者を親族その他特殊の関係がある者という。）。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと

イ 当該の評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

二 ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二に掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 評議員のうち、当法人の理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。また評議員には、当法人の監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれないこと

(3) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

二 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

(イ) 国の機関

(ロ) 地方公共団体

(ハ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(ニ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(ホ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(ヘ) 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

- 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準は、理事会の決議を経て別に決める。

第4章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、評議員会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載し

た書面をもって、評議員会の日の5日前までに、各評議員に対してその通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決 議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 前二項について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
- 二 監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 監事には、当法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（報酬等）

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 前二項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更、剰余金の処分並びに解散

(定款の変更)

- 第31条 この定款は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経ての決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(剰余金の処分)

- 第32条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解 散)

- 第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第33条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附 則

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

- 第34条 この法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。
大阪市生野区小路東三丁目11番17号
加藤 健
拠出する財産 300万円

(設立時の役員等)

第35条 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員	不破栄
設立時評議員	中道保信
設立時評議員	乗富みち子
設立時理事	加藤健
設立時理事	野上友一
設立時理事	黒松弘育
設立時監事	小川泰彦

(設立時の代表理事)

第36条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定めるものとする。

(最初の事業年度)

第37条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年2月29日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。